27水漁第1120号 平成27年10月23日

都道府県知事 殿

水 産 庁 長 官

「香港向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について」の一部改正について

今般、水産物輸出に係る証明書発行の適正を確保するため、「香港向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について(平成23年11月11日付け23水漁第980号水産庁長官通知)」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、今後改正後の通知に基づき御対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について(平成23年11月11日付23水漁第980号水産庁長官通知)新旧対照表

(訂正部分は下線部分)

改正後	改正前
香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について	香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について
平成23年11月11日 23水漁第980号 水産庁長官通知 一部改正 平成27年○月○日 27水漁第○○○○号 水産庁長官通知	平成23年11月11日 23水漁第980号 水産庁長官通知
第1・第2 (略) 第3 証明書発行の要件 1 香港の放射性物質の基準 注1)に適合していること。なお、検査機関に 検査を依頼する場合 は、検査機関及びサンプリング方法について水産庁 と協議するものとする 注2)。 2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る 水産物の取引に関与した者が、申請を行う目前三年以内に、申請に必要 な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的によ る証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められ る場合に限り行う。	第1・第2 (略) 第3 証明書発行の要件 香港の放射性物質の基準 ^{注1})に適合していること。なお、検査機関に検査 を依頼する場合 は、検査機関及びサンプリング方法について水産庁と協議 するものとする ^{注2})。 <u>(新設)</u>
第4 申請手続1 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から (7)までに掲げる書類を提出する。	第4証明申請手続1証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から (6)までに掲げる書類を提出する。

- (1) (2) (略)
- (3) (2) の記載事項を確認することができる書類 <u>(インボイス、パッ</u>キングリスト等)
- (4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
- (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類(営業許可証等)の写し
- (6) 検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法 及び検査機関の概要を示す書類
- (7) 香港に輸出される水産物に関する申告書(別記様式3)
- (8) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成 した別記様式4の委任状
- 2 水産庁は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。<u>ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の</u>偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。
- 3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、 偽造防止用紙を使用する。

第5 (略)

(別記様式1)

香港向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

事業者名所 在 地代表者名

(上記代理人)

(1) • (2) (略)

- (3) (2) の記載事項を確認することができる書類
- (4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類 及び製造業者等の所在を公的に証明する書類の写し

(新設)

- (5) 検査機関が行った食品中の放射性物質に関する検査結果 <u>及び</u>検査方 法の概要を示す書類
- <u>(6)</u>香港に輸出される水産物に関する申告書(別記様式3) (新設)
- 2 水産庁は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

(新設)

第5 (略)

(別記様式1)

香港向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

水産庁 漁政部 加工流通課長 あて

<u>申請者 住所</u> <u>氏名</u>

F

印

事業者名所 在 地役職・氏名

EI

当社(注:個人の場合は「私」とする。) は、「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について(平成23年11月11日付け23水漁第980号水産庁長官通知)」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないこと <u>につき</u>了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

(別記様式2) • (別記様式3) (略)

(別記様式4)

平成 年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

委 任 状

事業者名所 在 地代表者名

E

当社(注:個人の場合は「私」とする。)は、「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について(平成23年11月11日付け23水漁第980号水産庁長官通知)」に基づく証明書発行のための申請手続に係る権限

私は、「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について(平成23年11月11日付け23水漁第980号水産庁長官通知)」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないこと<mark>を</mark>了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

(別記様式2) • (別記様式3) (略)

(新設)

を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解 しており、当該申請に基づく確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及 び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

<u>(注:期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要と</u>する。)

委任先

事業者名: (注:個人の場合は氏名)

所在地:

代表者名: (注:代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名)

使用印:

(注) 委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。